

令和8年度 第1回 液化石油ガス規格委員会 議事録

I. 日時 : 令和8年6月16日(火) 11:00~11:30

II. 開催方法 : WEB 開催

III. 出席者(敬称略、順不同)

委員長 : 小川 輝繁

副委員長 : 澤 俊行

委員 : 青木 隆平、佐藤 研二、渡邊 嘉二郎、佐々木 元、由比藤 太郎、塚口 勝弘、
榎本 正徳、長井 尚之、立松 隆二、河村 真紀子、釘宮 悦子、斎藤 利弥、
金木 洋一

事務局(KHK) : 及川 裕幸、藤井 亮、樋渡 政都、色川 雪乃

オブザーバー :

欠席 : 倉田 克哉、中沢 直人

IV. 配布資料

資料1 液化石油ガス規格委員会関係基準の見直し

資料2 令和7(2025)年度見直し対象KHKS(KHKS 0747, KHKS 0748, KHKS 0749, KHKS 0750)の見直し

資料3 令和8(2026)年度見直し対象KHKSの見直し予定

資料4 技術基準整備3ヶ年計画(2026年度~2028年度)(案)

参考資料1 液化石油ガス規格委員会委員名簿

参考資料2 委員等倫理心得

参考資料3 技術基準作成基本方針

参考資料4 技術基準整備3ヶ年計画(2025年度~2027年度)

参考資料5 委員専用サイト 操作手順案内

参考資料6 液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS 0747(2021))

参考資料7 液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS 0748(2021))

参考資料8 液化石油ガス用ガス検知器基準(KHKS 0749(2016))

参考資料9 バルク貯槽用ガス漏れ検知器基準(KHKS 0750(2021))

V. 議事

事務局が、参考資料 1 に基づき委員の紹介を行い、出席委員は委員代理者を含めて 15 名であることを報告し、規格委員会規程第 14 条第 1 項で定める委員会の定足数（委員代理者を含む委員会委員の数の過半数（9 名））を満たしていることを報告した。その後、配布資料及び参考資料 2 の委員等倫理心得について確認を行った。

(1) 【審議】令和 7（2025）年度見直し KHKs

事務局が、資料 1 及び資料 2 を用いて、見直しの結果、見直し対象である KHKs 0747, KHKs 0748, KHKs 0749, KHKs 0750 について、廃止を行うこととしたい旨の説明を行った。質疑は以下のとおり。

- 委員 : KHKs 0747, KHKs 0748, KHKs 0749, KHKs 0750 を廃止することで省令や通達等、KHK を引用している規程に影響や不利益は生じないのか。
- 事務局 : 当該 KHKs はどの規程にも引用されていないため、影響は生じないと思われる。
- 委員 : KHKs 0747, KHKs 0748, KHKs 0749, KHKs 0750 を廃止し KHK の検査規程のみとするとのことだったが、KHKs に記載のあった事項に関しては KHK の検査規程に盛り込むということか。または、そもそも検査規程と KHKs が全く同一の内容であるものということか。
- 事務局 : 内容として同一のものである。検査規程から一部抜粋という形で作成を行っていたものであり、改正があった際もその都度相互に反映させているものであるため、廃止を行っても問題はないと判断した。
- 委員 : なぜ当時（平成 28 年）は同一の内容を KHKs として新たに作成したのか、経緯が分かれば参考までにうかがいたい。
- 事務局 : 当時、技術上の基準及び検査の方法に関して、通達への引用を行いたいといった旨の要望があったようである。しかし、当該 KHKs は実際には引用されることなく、今日まで至っている。

本規格の廃止に係る審議方法に関して採決を行ったところ、出席委員 15 名全員の賛成（決議の要件：出席委員の数（15 名）の過半数（8 名以上）の賛成があった場合）により書面投票となることが可決された。

(2) 【報告】令和 8（2026）年度見直し対象 KHKs

事務局が、資料 3 を用いて、見直し対象である技術基準について見直し概要の説明を行った。質疑はなかった。

(3) 【審議】技術基準整備 3 ヶ年計画

事務局が、資料 4 を用いて、技術基準整備 3 ヶ年計画（2026 年度～2028 年度）について説明を行った。

説明後質疑はなく、技術基準整備 3 ヶ年計画（2026 年度～2028 年度）に関して採決を行

ったところ、出席委員 15 名全員の賛成（決議の要件：出席委員の数（15 名）の過半数（8 名以上）の賛成があった場合）により可決された。

(4) その他

議事録（案）については後日メールにて確認することとなった。また、今回の審議以外の技術的内容の変更を伴わない字句修正が発生した場合について、事務局において修正を行い、委員長の確認を得て進めることとして良いか委員に諮った結果、委員から異論はなく、その通りに進めることとなった。

以上